

農作物の収穫に伴って生じるバイオマスの

持続可能性（合法性）の確保に関する取組について



弊社グループにおける農作物の収穫に伴って生じるバイオマス燃料の持続可能性（合法性）の確保に関する自主的取組について、資源エネルギー庁策定の事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）2024年4月改定（以下、ガイドライン）に基づき、下記の通り情報公開いたします。

記

1. 対象バイオマス燃料

PKS（パームカーネルシエル）：農作物の収穫に伴って生じるバイオマス燃料（副産物）

2. 対象期間

2023年度までの期間

3. 取組内容

- これまでの取組として、弊社グループで使用した全ての対象バイオマス燃料について、商社等を通じて現地燃料調達事業者との燃料安定調達協定を確保しております。
- 今後の取組として、燃料発生地点以降の商流に係る事業者に対し、バイオマス燃料の持続可能性（合法性）確保の証明となる各種第三者認証の取得を確認し、調達してまいります。

4. ガイドラインに基づく情報公開

- (i) 使用しているバイオマス燃料の持続可能性（合法性）を担保している第三者認証スキームの名称

GGL (Green Gold Label)

- (ii)

	発電所で使用した認証燃料の量	その認証燃料固有の識別番号
しまね森林発電	約 1,500MT	PRJ 880135/1770806
えひめ森林発電	約 2,000MT	PRJ 871291/1791610

※2024年3月までに発電所に納入された実績に基づきます

以上